

BP 2024 SPRING 通信



■ 新NISAの基本

■ Financial Columns ファイナンシャルコラム

■ お金とモノの価値の変化

■ 意外と間違えやすいウイカー

■ ベストプランニングがメットライフの マグネットエージェンシーに認定されました

■ 児童手当の改定



新NISA 資産運用が必須な時代到来

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額	1800万円（内成長投資枠は1200万円まで）		
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適している 金融庁が認可した投資信託やETF <small>* 現行のつみたてNISA対象商品と同様</small>		上場株式・投資信託 上場REIT・ETFなど <small>* 一部、毎月分配型やレバレッジ投資は除外</small>
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 <small>* 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可</small>		

正しく理解しないと思わぬ落とし穴も…よくある誤解を解消！

成長投資枠では外国株が買える！？

そもそも銀行では個別株式の売買はできません。証券会社においても取扱いの無い機関も多く確認が必要です。

一度開設した口座は変更できない！？

NISA口座の金融機関は原則年1回変更ができます。ただし度々変更すると資産が分散して管理が大変になります。

夫のお金で妻がNISA運用できる！？

生活費や教育費として渡すお金は問題ありませんが、投資用の資金は贈与税の課税対象になります。年間110万円の基礎控除を超える場合は注意が必要です。

海外転勤後もNISAは継続して使える！？

海外に引越す場合、制度上は5年間継続できます。ただ任意措置のため対応していない金融機関も多いです。事前に確認しておくことが重要です。

◆ そもそもNISAとは… 税制優遇制度 です

株式や投資信託で利益を上げて受け取ると約20%の税金がかかります。NISAは簡単に言うと税金が発生しない制度です。イギリスのISAをモデルにした日本版ISAとして誕生した制度です。

ここが変わった新NISA

- ・ 非課税保有期間の無期限化
- ・ 口座開設期間の恒久化
- ・ つみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能
- ・ 年間投資枠の拡大 最大360万円まで投資可能
- ・ 非課税保有限度額は全体で1800万円



覚えておくべきNISAの注意点

つみたて投資枠と成長投資枠に買えない商品もある

毎月分配型やレバレッジがある投資信託・ETF等は購入不可。

非課税期間無期限のメリットは長期運用が鉄則

投資のリスクは予測困難！あくまでも無理ない金額で長期に運用することが大切。

生涯投資枠の復活は、売却してもすぐに復活するわけではない

新NISAにおける生涯投資枠の復活は、売却した年の翌年になります。

米国株やETFの配当への米国課税分は非課税にはならない

新NISAで米国株、米国ETFを購入した際は配当への米国課税は非課税にならない。

非課税枠が大きいからといって無理な満額投資はすべきではない

投資期間は長期に及びます。一喜一憂も想定内とし精神的に穏やかに運営を続けることが大切。

自由度は上がった！でもそれは自分で判断する場面が増えたということ

投資そのものにはリスクがある。自己責任であることは確かです。知識と思い切りも必要です。

投資をやる以上、元本割れのリスクはある

漠然と投資をするのではなく、目的と目標を持ち、いざという時の対処法を事前に用意しておく。

Financial Columns

ペットに相続！？

日本は世界から見てもペット大国として知られます。また近年では高齢者の飼育率が伸びてきているというデータもあります。そうすると「自分の財産をペットに相続させたい」なんて方も出てくるのですが、それは可能なのでしょうか？

残念ながら原則として日本ではペットは相続人として選ぶことも預金口座を作ることもできません。日本では動物は「人」ではなく「モノ」としてみなされるんですね。

ちなみに、アメリカでは資産家が自分のペットに全ての財産(2.7億円)を相続させた例もあります。もしも本気でペットを相続人にしたいのであれば、アメリカに移住という最終手段もありますね。

ディズニーの戦略

今年6月にオープン予定のディズニーシー新エリアが話題です。人気のアナ雪やラプンツェルをモチーフにした8番目のテーマポート！総投資額は、約3200億円、エリア拡張としてはディズニーランド開園以来の最大規模です。またそれに併せて投入されるのが新チケット。従来エリアに加え新エリアの全アトラクションを必ず利用できるもので、価格は通常の約3倍。新エリア内のホテル宿泊者にしか販売しないので、ホテル代を含めると1人4万円以上かかります。

実はディズニーは2022年より入園者数を引き下げる戦略を取っています。その分、高付加価値を提供することで客単価を上げているんですね。完成が待ち遠しいです。

自信がもてない日本人

ある調査では「日本は衰退している」と感じている日本人は約7割いるそうです。2016年の調査では約4割だったのが8年で1.7倍に増加した計算です。

物価高騰や政権与党の裏金疑惑など、不安を感じている出来事が続いている昨今、将来へ希望を持ってなくなっている人が増えているのかもしれませんが、しかし一方では、世界60カ国を対象にした「国家ブランドランキング」で日本は第一位になりました。日本は「製品の信頼度」や「他のどの場所とも異なる」という点において国外から高い評価を得ているんです。こうした点にも目を向け、もっと自国に自信を持てるようになりたいですね。

お金とモノの価値の変化

昭和40年の1万円を今のお金に換算すると、どの位になるか考えたことありますか？こんな質問をいろんな方にしてみると、「2万円」や「3万円」などと言った回答を多くいただきます。気になる答えは・・・

約4.5万円（参考値）になるそうです！単純に比較することは難しいですが、日本銀行によると、計算上はなんと約4.5倍になるんだそうです。約60年でこんなにもお金の価値は変わりました。

思い返してみれば、モノの値段もここ数年でどんどん上がり、2023年の値上げ品目数は実に32000品目以上にも及びそうです。（2023年の物価上昇率は約3%）物価上昇に伴い、生活に不安を感じる家庭が増えているとの調査結果も出ています。当然のことながら1万円を握りしめていても、数年すると1万円のモノは買えなくなってしまいます。今後ますます資産運用の重要性が増してきていると言えるのではないのでしょうか。

直近 約10年間の1万円の価値の変化

2012年10月 第2次安倍内閣 **10000円**



2014年 消費税8%（3%アップ） **9700円**



2015年～2018年 1%ずつの物価上昇 計4% **9300円**



2018年～2020年 1%ずつの物価上昇 計3% **9000円**



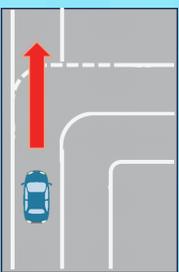
2021年～2022年 価格3%上昇始まる **8700円**

「ウィンカー」を出す必要ある？ まっすぐも行ける「道なりカーブ」の曲がり方は？



クルマやバイクで直進も出来るものの、道路としては道なりに大きくカーブした道路を通るとき、ウィンカーを出す必要があるか迷ったことありませんか？さらに右カーブと垂直に交わる別の道路があり、「その道路側から見るとクルマがカーブを曲がるのか、それとも直進するのか分かりにくいので、ウィンカーを出すべき」とも考えられます。

道なりのカーブを曲がる場合は、道路交通法上、左折や右折に当たらないためウィンカーを出す必要はありません。右左折やUターン、進路変更、環状交差点から出るときなどは合図を出す必要がありますが、カーブを道なりに曲がる行為に当てはまらないため、たとえ右左折のように見えてもウィンカーを出さなくていいのです。



その一方で、カーブと垂直に交わる別の道路に出る場合は直進に見えてもウィンカーを出さなければいけません。カーブを道なりに進行する際は、ウィンカーは不要であるものの、カーブを曲がるクルマと、カーブに接続する別の道路から出てきたクルマが接触しそうなケースがあるので、通行には注意が必要です。

カーブを曲がる際には、その手前の直線でスピードを落として進行するほか、カーブと接続する道路からクルマが飛び出してこないかなど、周囲の安全を確認することが大切です。

合図が必要な場面で合図を出さなければ「合図不履行違反」、必要のない場面で合図を出し続けると「合図制限違反」に該当する可能性があるため、今一度正しい合図の方法を確認してください。

2023年度メットライフ生命認定 マグネットエージェンシーを取得

この度、ベストプランニングがメットライフの全国5000件以上ある代理店のなかでも78件しか認定されていない、マグネットエージェンシーという代理店に選出されました。

このマグネットエージェンシーとは、その名の通り磁石のようにお客さまや、そこで働く人々を惹きつけ、さらに地域に貢献し、強いブランド力を持つ魅力的な代理店を指します。この認定制度では、「高い経営品質」「地域密着型の運営」「世代を超えてお客さまをお守りする取り組み」などの観点で、厳格な基準をクリアした代理店が特別に認定されます。今後も、より一層、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。



(写左) B P 代表 栗原朋宏

2024年10月より改定 児童手当拡充&所得制限なしへ



現行の児童手当は、子供が生まれてから中学校卒業までの間に世帯ごとに支給されます。第1子と第2子は月額1万円（0～2歳は1万5千円）、第3子以降は月額1万5千円、中学生以降は月額1万円が支給されています。ただし、世帯主の年収が960万円を上回る場合は特例給付となり、支給額が減額されます。2022年10月からは、世帯主の年収が1200万円を上回る世帯は児童手当の支給対象外となっています。

政府は上記の所得制限を撤廃し、対象をすべての子どもに拡大する方向で調整しています。また手当の支給年齢も高校生（18歳）まで引き上げる予定で、拡充は2024年10月分からとし、支給回数を年3回から年6回に増やし、2024年10月と11月分を同年12月に支給する予定です。

子どもの年齢	現状	2024年10月分～ *支給は2024年12から	
0～2歳	15000円	15000円	第3子以降は 30000円
3歳～小学生	10000円 第3子以降は15000円	10000円	
中学生	10000円	10000円	
高校生	なし	10000円	
所得制限	あり	撤廃	

品質アンケートにご協力をお願いします

日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。株式会社ベストプランニングへのお客様の声・ご不満・お客様対応に関する要望等がございましたら、弊社へご連絡いただけると幸いです。今後のサービス及び品質向上に役立てたいと思っております。



アンケートへの回答はこちらからお願いします